

令和 5 年度 横浜市内における総務省「デジタル活用支援推進事業」(地域連携型第 2 次公募) を活用したスマートフォン講習会等の開催希望について (募集)

横浜市では、総務省の行う「デジタル活用支援推進事業」(地域連携型第 2 次公募) を活用し、横浜市内で地域向けスマートフォン講習会等の開催を希望する事業者を募集します。希望する事業者は、次の内容を御確認の上、所定の方法で応募してください。

### 1 募集内容

件名	横浜市内における総務省「デジタル活用支援推進事業」(地域連携型第 2 次公募) を活用したスマートフォン講習会等の開催
募集条件	総務省「デジタル活用支援推進事業」の募集要件及び 2 の応募条件を満たしている事業者
実施場所	横浜市内
募集期間	令和 5 年 8 月 16 日 (水) ~ 令和 5 年 8 月 28 日 (月)

### 2 応募条件

次の全ての条件を満たしている必要があります。なお、採択後にいずれかを満たさないことが判明した場合は、横浜市の対応を取り消します。

- (1) 総務省の令和 4 年度第 2 次補正予算利用者向けデジタル活用支援推進事業に申請予定であること。
- (2) 事業実施に係る一切の費用は、事業者が負担すること。
- (3) カリキュラムの作成、開催場所の確保、広報、受講者受付・問合せ対応、講習会の開催、実施報告の作成は、事業者が主体的に行うこと。
- (4) 開催実績及びアンケート結果等により、横浜市に事業実施報告を行うこと。
- (5) (4) を、横浜市の広報や会議等の資料として利用するなど、社名・団体名や活動実績等が公開されることに同意すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症等、感染症対策を万全に講じること。
- (7) 応募申請書の代表企業及び連携先企業が次のいずれかに該当する場合は、本募集への応募対象としない。

ア 暴力団(横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)

イ 法人にあっては、代表者の又は役員のうち暴力団員(条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者があるもの

ウ 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者があるもの

### 3 応募方法

横浜市電子申請システム申請フォームから申請してください。

提出書類	「デジタル活用支援推進事業」(地域連携型) 公募申請書及び別紙
申請期限	令和 5 年 8 月 28 日 (月)
申請フォーム	<a href="https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ab8e8e6b-53b7-4d04-bd35-049f6905b0e3/start">https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ab8e8e6b-53b7-4d04-bd35-049f6905b0e3/start</a>

#### 4 横浜市の協力

##### (1) 地方公共団体による確認書

横浜市では、応募書類を確認の上、令和5年8月31日（木）までに、地方公共団体による確認書を事業者へ送付します。（概ね申請から一週間以内に送付いたします。）確認の際、横浜市担当者から事業者へ本件に係る問合せ等をさせて頂く場合があります。

##### (2) 事業の広報

総務省の枠組を活用した講習会等について、横浜市 WEB ページ等の広報媒体を利用した周知を行います。

##### (3) 横浜市デジタル統括本部の後援

事業者が希望する場合、総務省の枠組を活用した講習会等の広報等に際して、横浜市デジタル統括本部の後援名義の使用を許可します。後援により、横浜市の一部施設では、施設利用予約において優先される場合があります（優先の可否については、事業者が施設に御確認ください）。後援名義の使用を希望する事業者は、申請フォームの後援名義の使用希望にチェックしてください。9月下旬を目途に、事業者へ後援名義の使用等承諾通知書を送付いたします。

※事業者の事業が、総務省「デジタル活用支援推進事業」として採択されなかった場合、(2)(3)の対応を取り消します。

#### 5 問合せ先

横浜市デジタル統括本部企画調整部デジタル・デザイン室（デジタルデバインド対応担当）

Email : di-digitaldivide@city.yokohama.jp

※Emailにて、事業者名、担当部署名、担当者名、連絡先、用件等を明記の上、お問合せ下さい。